

KNC NETWORK NEWS

2016年6月25日 発行

経営一言:ものの考え方や職業感が違うと一緒に仕事はできない。

(日本電産社長・永守 重信氏)

—所長コメント:ものごとをスムーズにスピード感を持って達成させるには、「志」を同じくするものが共に実行するのが一番早い。—



(有)北野財經システム

北野会計事務所

大阪市淀川区西中島7-1-26

オリエンタル新大阪ビル707号

TEL: 06-6304-7857・FAX: 06-6304-8851

<http://www.kngroup.jp>

気になる記事:英、EU離脱を選択—欧州分裂 世界に打撃、キャメロン首相辞任へ—

英国の欧州連合(EU)からの離脱の是非を問う国民投票は24日、開票の結果、離脱支持が全体の過半数の51.9%を占め、離脱が決まった。残留を訴えてきたキャメロン首相は同日、辞任を表明した。英国とEUの新しい関係の行方は混沌としており、世界の政治・経済に新たなリスクとなる。

・EUを巡る英国国民投票の結果 離脱・・・51.9%、残留・・・48.1%

被災取引先の売掛金を免除した場合 《税務》

被災した会社を支援するために、被災取引先の売掛金のすべて、あるいは一部を免除した場合、免除で生じた損失は損金計上できます。貸付金や未収請負金などの債権でも同様です。

ただし、その取引先が通常の営業活動を再開するために必要な期間に相当する部分が対象となります。

取引先に対して低利、または無利子で融資をしたときは、通常であれば「本来受け取るべき利息」と「実際に受け取っている低利の利息」との差額が寄付金として損金計上が制限されます。しかし、被災取引先の復旧を支援することを目標としていて、災害発生後の一定期間内のものであれば、寄付金にはなりません。

同業者団体への加入費用 《税務》

同業者はライバルであると同時に、ビジネス上の苦労を共感する仲間でもあります。そのため、ともに経営を発展させることを目的に、同業者団体に加入する経営者は多いです。

同業者団体への入会金の税務処理は、会員としての地位を他社に譲渡できるかどうかで異なります。譲渡できるのならば、譲渡もしくは脱退のときまで資産として計上します。それ以外のケースは繰延資産として5年で償却します。

ただし、支出金額が20万円未満の場合は、その支出した事業年度で全額を費用として処理できます。

また、団体の広報活動や研修指導などの事務運営の分担金として支出する会費については、支出した事業年度の損金に算入します。ただし、その通常会費で団体に多額の剰余金が発生しているときには、前払費用として資産計上する必要があります。

上司の人材養成 《経営》

経営成績や社員のやる気等が落ちた時、経営者の決まり文句に、「原因は社員能力の低さだ」というものがあります。改善策として、「社員の採用基準を厳しくしよう」「新入社員教育を徹底しよう」等が提案されます。経営資源の三大要素「人・物・金」は優先順位を表したものでしょう。有能な社員を養成できなければ、経営の発展は難しくなります。

X社(婦人服小売チェーン)では各店舗の運営権限をほとんど店長に任せましたが、部下からの訴えが本部に来るようになりました。「部下に責任を押し付ける」「店長が屈辱的な言葉を使う」等です。他方、店長からも「部下が指示に従わない」の嘆きが聞かれました。社員教育に力を入れましたが効果がなく、経営者は従来の人材育成の手法を転換しました。最初に経営陣が定期的に勉強会を催すことにしたのです。1年後には管理者(店長等)や社員も参加し、知識だけでなく人間的素養を高める訓練をしました。結果、経営陣や管理者のリーダーシップが向上しました。

X社が人材養成を実行して実感したことは、「上司が人間修養しなければ部下が信頼して従わない」「上司が手本を示して指導すれば、部下は共同体意識を持つ」「部下の長所を見つけて褒め、それを活用することが有効」ということでした。

税務権限代理証 《税務》

税理士は税務代理をする際に、代理人としての権限があることを証明する書面「税務代理権限証書」を税務署に提出します。その書面への依頼者の押印で、税務代理業務委託したことになります。申告業務だけではなく、税務調査対応も委任できます。

国税当局は税務調査をする際、納税者に日時や場所などの項目に関する事前通知をします。これが税務権限代理証書の「調査の通知に関する同意」という欄にチェック(同意)していると、納税者ではなく、税理士に事前通知されます。なお、口頭や税務代理権限証書以外の書面で同意しても、顧問税理士だけへの事前通知は行われません。

調査時点で、直近の年分の税務代理権限証書の事前通知の同意がないと、通知は納税者と税理士双方に行われます。税理士に任せたいのならば、同意する旨を記した税務代理権限証書を継続して提出しなければなりません。なお、特定の部分だけ税務代理を任せたい場合は、「その他の事項」と書かれた欄にその旨を書き込んでください。

KNC NETWORK NEWSへのご意見・ご質問・ご感想は

06-6304-7857 または kaikei@kncc.co.jp

までお寄せください。